

第三十条第一項第二号中「改変」を「改変その他の当該信号の効果を妨げる行為」に、「除去」又は「改変」を「もの」に改め、「著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。」を削り、「を」を「著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。」を「を」を「その事実」を「以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という」を、「特定侵害録音録画であること」に改め、同項第三号中「を」を「以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。」を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）

第三十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

第三十三条第三項、第三十三条の二第三項及び第三十三条の二第三項中「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第七十条第二項中「又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第六項及び第一百七条第二項において「国等」と「いう。）」を削る。

第七十八条第三項中「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改め、同条第六項中「国等」を「国」に改める。

第一百二条第一項中「第三十条第一項」の下に「第四号を除く。第九項第一号において同じ。」を加え、「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に、「同条第一項」を「第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信）とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化と、「含む。）」とあるのは「含む。」に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項に改める。

第一百四条の二第一項、第一百四条の四第一項及び第三項、第一百四条の六第二項並びに第一百四条の七第二項中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

第一百七条第二項中「国等」を「国」に改める。

第一百十三条第六項中「いう」の下に「次項並びに」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九项を第十項とし、同条第八項中「次条第九項」を「次条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「著作権」の下に「出版権」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

8 第百十四条の三第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な見解に基づく説明を行ふことが必要であるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第一節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第一百四条の八第一項中「すべて」を「全て」に改め、「（平成八年法律第百九号）」を削る。

第一百九条第一項中「第六項」を「第六項から第八項まで」に、「を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、同条第七項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第八項）を「同項の規定による場合にあつては、同条第九項」に、「第一百二十条の二第四号」を「第一百二十条の二第五号」に、「第一百十三条规定」を「第一百十三条规定」に改め、同条第三項を次のよう改める。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつていてものに限る。））であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）又は著作隣接権を侵害する送信可能化（国外で行われる送信可能化であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）はこれを併科する。

2 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつていてものに限る。））であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）又は著作隣接権を侵害する送信可能化（国外で行われる送信可能化であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつていてものに限る。以下この号において同じ。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号及び第五項において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「有償著作物等特定侵害録音録画」といふ。）を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者

4 前項第一号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。

5 第三項第二号に掲げる者には、有償著作物特定侵害複製を、自ら有償著作物特定侵害複製であることと重大な過失により知らないで行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

6 第百十一条の二第五号中「第一百十三条规定」を「第一百十三条规定」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第一百十三条规定」を「第一百十三条规定」に改め、「著作権」の下に「出版権」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二項を加える。

4 第百十三条规定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為を行つた者

5 第百二十三条第一項中「第一百十九条」を「第一百十九条第一項から第三項まで」に、「第五号」を「第六号」に改める。